

緑地環境保全地域に係る「保全計画」の変更について

「緑地環境保全地域」

概要版

大阪府自然環境保全条例 第 16 条に基づき、府域に残された良好な自然環境の地を指定対象としている。

現在、次の 2 箇所指定している。

三草山（能勢町） 14.48 ha（H4 指定）

日本に生息するミドリシジミ類の蝶・ゼフィルス 25 種類のうち 10 種類が生息している貴重な里山

（財）大阪みどりのトラスト協会が、ここに生息するゼフィルスなどの蝶を保護するとともに、その生息環境の保全を図るため活動している。

地黄湿地（能勢町） 17.70 ha（H10 指定）

面積 1 ha 未満の小規模な湿地であるが、97 種類もの多様な植物が自生し、また湿地特有のさまざまな生物が生息している。

（財）大阪みどりのトラスト協会が、湿地への侵入木の除去や植物調査をはじめ、周辺森林の枯れマツの伐採などの森林整備活動を実施している。

「保全計画」

大阪府自然環境保全条例 第 17 条に基づく、「緑地環境保全地域」内の自然環境の保全のための規制または施設に関する計画

「保全計画」の主な変更内容

これまで、「保全計画」に基づき、（財）大阪みどりのトラスト協会により保全活動等が行なわれているが、指定から相当年数が経過した現在、植生の変遷などにより適切な保全手法等も変わりつつある。

例えば、三草山では、上層木の成長により現在の択伐での管理では、林内に十分な照度を確保することが難しく、小面積皆伐による萌芽更新による管理を実施する必要があること、保護種指定が生息種の一部（ミドリシジミ類のみ）では、区域内での捕獲者への注意喚起、パトロールが難しいことなどが課題になっている。

そこで、現在の保全に関する課題に対処しつつ、円滑に保全活動を実施していくために、主に次のとおり保全計画を見なおす。

三草山： 保護すべき種を、現在のミドリシジミ類のみの指定から全動物種の指定に変更
木竹の伐採方法及び限度を、“萌芽更新”、“年間 2 ha を上限”とする。

両地区： 現行では設置可能施設を柵や標識に限定しているが、作業小屋や観測施設等、保全に資する施設の設置も可能とする。

緑地環境保全地域に関する保全計画書及び木竹の伐採限度の見直しについて

大阪府自然環境保全条例第16条で規定される大阪府緑地環境保全地域として、現在、「三草山(豊能郡能勢町上杉及び長谷の一部)」と「地黄湿地(同町地黄地内)」を指定している。

両地域は、指定当初より、同条例17条による「保全計画」に基づき、(財)大阪みどりのトラスト協会により保全活動等が行われているが、指定から相当年数経った現在、植生の変遷などにより、適切な保全手法等も変わりつつある。

具体例としては、三草山では、上層木の成長により現在の択伐での管理では、林内に十分な照度を確保することが難しく、小面積皆伐による萌芽更新による管理を実施する必要があること、野生動植物保護地区の保護種指定が生息種の一部(ミドリシジミ類のみ)では、区域内での捕獲者への注意喚起、パトロールが難しいことが課題になっている。

そこで、現在の保全に関する課題に対処しつつ、円滑に保全活動を実施していくために、この度、保全計画を見なおすこととした。

保全地域概略、保全計画変更案は、別紙のとおり

計画変更概要

当該地域の保全計画変更案については、(財)大阪みどりのトラスト協会、専門家等に意見を求め、変更内容を整理。変更箇所は、「伐採限度」「野生動植物保護地区」「保全に関する方針及び施設」の規制に係る3点と「保全に関する方針」についての表記。

【変更事項詳細】

1. 緑地環境の保全に関する基本的な事項(17条2項1号)
 - ・保全に関する方針について、活動内容も含んだより具体的な表記に変更し、施設以外の保護活動も保全計画上に位置づける。
2. 保全のための規制に関する事項(17条2項2号)
 - ・三草山での野生動植物保護地区の指定について、現在のミドリシジミ類のみの指定から全動物種の指定に変更し、区域全体の動植物の保護を図る。
 - ・三草山における条例16条4項に規定される木竹の伐採方法及びその限度について、保全方法の見直しにより、「択伐(材積率30%)」から「萌芽更新のための皆伐によるもので、伐採面積の合計は年間2haを限度とする。」に変更する。
3. 保全のための施設に関する事項(17条2項3号)
 - ・現在、設置できる施設は、柵や標識と限定的であるため、施設内容を広義的なものとし、作業小屋や観測施設等、必要に応じた施設の設置も可能とする。

三草山緑地環境保全地域保全計画変更案

旧	新
<p>1. 緑地環境の保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) (前略) 府下でも貴重な生息地であるため、その自然環境の保全の必要がある。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 権利制限関係等の概要 砂防指定地</p> <p>(4) 保全施設に関する方針 ミドリシジミ類の生息環境の保全・回復を図るとともに、府民の自然保護に対する意識を啓発するために、次の保全施設を整備するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡視歩道 ・ 標識 ・ 植生復元施設（植栽、防護柵等） ・ 歴史的文化的遺産保存施設（植栽、防護柵等） 	<p>1. 緑地環境の保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) (前略) 府内でも貴重な野生生物の生息地を良好に維持していくために、その自然環境の保全の必要がある。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 法令による地域指定の状況 砂防法第 2 条による砂防指定地に指定されている。</p> <p>(4) 保全に関する方針 ミドリシジミ類の生息環境の保全・回復を図るとともに、府民の自然保護に対する意識を啓発するために、次の保全策を講ずるものとする。</p> <p>施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡視歩道 ・ 標識 ・ 植生復元施設（植栽、防護柵等） ・ その他保全に必要な施設 <p>保全策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 密猟防止パトロール ・ 環境調査（生物調査、植生調査） ・ 林内整備（防火帯の刈払い、除伐、植栽、萌芽更新）

2. 保全の為に規制に関する事項

(1) 野生動植物保護地区は次のとおりとする。

名称	保護すべき野生動植物の種類	位置及び区域	面積	土地所有別面積	適用
三草山野生動植物保護地区	鱗翅目 シジミチョウ科 ミドリシジミ属	大阪府豊能郡能勢町 上杉、長谷の一部 別添図面のとおり	14.48 ㏎	民有地 14.48 ㏎	三草山緑地 環境保全地 域全地域

(2) 条例第16条第4項に規定する第18条第1項の規定を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
大阪府豊能郡能勢町上杉、長谷の一部 別添図面のとおり	択伐(択伐率現在蓄積の30%以内)によるものとする。	14.48 ㏎	民有地 14.48 ㏎

2. 保全の為に規制に関する事項

(1) 野生動植物保護地区については、次のとおりとする。

名称	保護すべき野生動植物の種類	位置及び区域	面積	土地所有別面積	備考
三草山野生動植物保護地区	全ての動物種。ただし、以下に掲げるものは除く ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき狩猟・捕獲を行う鳥獣 ・「特定外来生物による生態系等被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物	大阪府豊能郡能勢町 上杉、長谷の一部 (指定区域全域)	14.48 ㏎	民有地 14.48 ㏎	三草山緑地 環境保全地 域全地域

(2) 条例第16条第4項に規定する第18条第1項の規定を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
大阪府豊能郡能勢町上杉、長谷の一部 別添図面のとおり	萌芽更新のための皆伐によるもので、伐採面積の合計は年間2haを限度とする。	14.48 ㏎	民有地 14.48 ㏎

“木竹の伐採”には、ササ類の伐採は含まれません。

3. 保全の為に施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

施設の名称、種類	位置	規模、構造	工種	摘要
巡視歩道	大阪府豊能郡能勢町 上杉、長谷の一部 別添図面のとおり	延長 1,250m 延長 750m	新設 改良	幅員 1.0m
標識	大阪府豊能郡能勢町 上杉、長谷の一部 別添図面のとおり		新設	制札、境界杭を含む
植生復元施設	大阪府豊能郡能勢町 上杉、長谷の一部 別添図面のとおり		新設	植栽、防護柵等
歴史的文化的遺産 保存施設	大阪府豊能郡能勢町 上杉、長谷の一部 別添図面のとおり		新設	植栽、防護柵等

3. 保全の為に施設に関する事項

環境調査から判断される現況に応じて必要な次の保全施設を区域内に設置するものとする。

施設の名称、種類	位置	内容	規模、構造	備考
巡視歩道	大阪府豊能郡能勢町 上杉、長谷の一部		幅員 1.0m 程度	
標識	大阪府豊能郡能勢町 上杉、長谷の一部	解説標識 規制標識		制札、境界杭を含む
植生復元施設	大阪府豊能郡能勢町 上杉、長谷の一部	防護柵等		

上記の他、当該地域の保全の為に必要な施設は、次のとおり。

- ・ 保全活動のための用具等を保管する施設
- ・ 当該保全地域において、希少な野生生物の生育もしくは生息、地形地質、歴史的遺産等を調査するために必要な施設
- ・ 当該地域の自然環境の保全・管理のために必要な施設

平成20年 月 日 決定

地黄湿地緑地環境保全地域保全計画変更案

旧	新
<p>1. 緑地環境の保全に関する基本的な事項</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3) 保全に関する方針</p> <p>湿地の保全を図るとともに、府民の自然保護に対する意識を啓発するために、次の保全策を講ずるものとする。</p> <p>施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿地保護施設（保護柵、土砂流入防止施設等） ・観察、調査及び管理歩道 ・標識 <p>保全復元策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿地内の土砂しゅんせつ ・湿地内の乾燥地植物の除去 ・盗掘防止パトロール ・環境調査（生物調査、水質調査） ・湿地沿いの未舗装道路から湿地への土砂流入防止対策の推進 <p>略</p>	<p>1. 緑地環境の保全に関する基本的な事項</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3) 保全に関する方針</p> <p>湿地の保全を図るとともに、府民の自然保護に対する意識を啓発するために、次の保全策を講ずるものとする。</p> <p>施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿地保護施設（保護柵、土砂流入防止施設等） ・観察、調査及び管理歩道 ・標識 ・その他保全に必要な施設 <p>保全策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿地内の土砂しゅんせつ ・湿地内の乾燥地植物の除去 ・盗掘防止パトロール ・環境調査（生物調査、水質調査） <p>略</p>

2. 保全の為に規制に関する事項
(1)(2)略

3. 保全の為に施設に関する事項
保全施設は次のとおりとする。

施設の名称、種類	位置	内容	規模、構造	備考
観察、調査、及び管理歩道	大阪府豊能郡能勢町地黄の一部 (別紙3のとおり)	木道	延長 72m	
標識	大阪府豊能郡能勢町地黄の一部 (別紙3のとおり)	解説標識 規制標識		
湿地保護施設	大阪府豊能郡能勢町地黄の一部 (別紙3のとおり)	保護柵、土砂流入防止施設	保護柵(木柵) 高さ 2m 延長 370m	

平成10年6月29日 決定

2. 保全の為に規制に関する事項
(1)(2)略

3. 保全の為に施設に関する事項
環境調査から判断される現況に応じて必要な次の保全施設を区域内に設置するものとする。

施設の名称、種類	位置	内容	規模、構造	備考
観察、調査、及び管理歩道	大阪府豊能郡能勢町地黄の一部	木道	幅員 1m程度	
標識	大阪府豊能郡能勢町地黄の一部	解説標識 規制標識		制札、境界杭を含む
湿地保護施設	大阪府豊能郡能勢町地黄の一部	保護柵等、土砂流入防止施設	木柵(高さ2mまで)	

上記の他、当該地域の保全の為に必要な施設は、次のとおり。

- ・ 保全活動のための用具等を保管する施設
- ・ 当該保全地域において、希少な野生生物の生育もしくは生息、地形地質等を調査するために必要な施設
- ・ 当該地域の自然環境の保全・管理のために必要な施設

平成20年 月 日 決定

補足

野生動植物保護地区での例外規定について

条例 19 条 3 項で掲げる野生動植物の捕獲等に係る規制の例外については、おおよそ下記のとおり。

- 1 . 許可申請を行って実施する行為に伴うもの
- 2 . 非常災害のために必要な応急措置を行うための行為に伴うもの
- 3 . 保全計画に基づく、保全施設の整備に伴うもの
- 4 . 国又は、地方公共団体が法又は職責に基づいて行う行為に伴うもの
- 5 . 通常の管理行為、軽易な行為で、規則に定めるもの
- 6 . その他、特別の理由があるものとして知事が許可したもの（要許可申請）

保全のための行為として実施する環境調査（生物調査、植生調査）は、必要な保全施設の検討に先立つものでもあることから、「3 . 保全計画に基づく、保全施設の整備に伴うもの」として、現在も規制の対象外としているが、上記の例外規定及び保全計画書に明記されていないため、捕獲等を伴う場合は、6 の許可申請による知事の許可が必要との誤解を生じやすくなっている。

そこで、今回の保全計画の変更において、保全施設に関する項目の中で、「環境調査から判断される状況に応じて必要な保全施設を設置するものとする」と記述することで、この位置付けを明確にした。